○海上保安庁告示第二百十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月十七日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称　立石岬灯台

位置

所在地　福井県敦賀市（立石岬）

北緯　三五―四五―四四

東経　一三六―〇一―〇七

変更した事項

光達距離　実効光度一五〇、〇〇〇カンデラ

二〇・五海里

変更年月日　平成二十一年六月九日

○海上保安庁告示第二百十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月十七日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称　合串港防波堤灯台

位置

所在地　熊本県葦北郡津奈木町（合串港防波堤外端）

北緯　三二―一六―五六

東経　一三〇―二六―五一

変更した事項

灯質　単閃赤光　毎六秒に一閃光

光度　実効光度二五カンデラ

光達距離　三・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル

変更年月日　平成二十一年六月十日

○海上保安庁告示第二百十八号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月十七日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称　大竹市大竹港土砂積出し施設灯

位置

所在地　広島県大竹港（大竹港小方一文字防波堤南灯台の北北西方約三四〇メートル）

北緯　三四―一四―一一

東経　一三二―一三―四四

廃止年月日　平成二十一年六月十一日

名称　能登富来港東防波堤灯台

位置

所在地　石川県羽咋郡志賀町（富来港東防波堤外端）

北緯　三七―〇八―三七

東経　一三六―四一―五九

廃止年月日　平成二十一年六月十一日

○海上保安庁告示第二百十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年七月十七日

海上保安庁長官　岩崎　貞二

名称　土佐室津港外港防波堤灯台

位置

所在地　高知県室津港（外港防波堤外端）

北緯　三三―一七―一〇

東経　一三四―〇八―四〇

変更した事項

光度　三八カンデラ

光達距離　四・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル

変更年月日　平成二十一年六月十一日

○防衛省告示第百三十一号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年七月十七日

防衛大臣　浜田　靖一

期間　平成二十一年八月十七日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十二号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年七月十七日

防衛大臣　浜田　靖一

期間　平成二十一年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒

(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十三号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年七月十七日

防衛大臣　浜田　靖一

期間　平成二十一年八月三十一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年七月十七日

防衛大臣　浜田　靖一

日時　平成二十一年七月二十八日及び同月二十九日（予備、同月三十日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦四隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。